

大分県教委住民訴訟（第二次最高裁）事件

第1 はじめに

- (1) 最高裁判所は、究極的には、法律解釈の統一を図るものであり、最高裁判決（判例）のうち、「破棄判決」は、法律の解釈に当たり、重要な意義を有する判例であるし、いわんや、「破棄・差戻判決」に基づきなされたいわゆる「第二次最高裁判決」は、法律の解釈という観点からして、決して見逃してはならない非常に重要な判例であり、必読の判例といっても決して過言ではないものである。
- (2) 地方公共団体に関する最高裁判決として、「第二次最高裁判決」まで存在する有名なものとしては、土地開発公社による土地の先行買収を巡る住民訴訟の事案である

- が、最高裁判平成20年1月18日第二小法廷判決（第一次宮津市土地開発公社事件^①）と最高裁判平成21年12月17日第一小法廷判決（第二次宮津市土地開発公社事件^②）が存在するのであり、土地開発公社による土地の先行買収及び地方公共団体による当該土地の買戻しに関する必読の判例となっているのである。
- (3) 今般紹介する最高裁令和2年7月14日第三小法廷判決は、国家賠償法第1条第1項及び第2項の関係について、明確な判断をなしたという点において、必読の判決といっても決して過言ではないものである。
- (4) なお、筆者は、すでに本誌2018年春号において、第一次最高裁判決について記載しているのので、参考にしてほしい。

第2 最高裁令和2年7月14日第三小法廷判決（平成31年（行ヒ）第40号事件）

1 事案の概要

- (1) 本件は、大分県教育委員会の平成19年度（平成18年7月実施 第一次試験、9月実施・第二次試験）、20年度（平成19年7月実施・第一次試験、9月実施・第二次試験）における教員採用試験において、受験生の得点操作するなどの不正行為を行った大分県教委職員らの個人の法的責任を追及する住民訴訟である。
- (2) A（平成18年7月・9月当時の大分県教委教育審議監）は、平成19年度の教員採用試験において、「特定の受験者を平成19年

- 度試験に合格させてほしいなどの相当数の依頼を受け」たことから、人事班の主幹であるEに対し、受験者の中からAが選定した者を合格させるよう指示し、またF（当時の義務教育課長）も同様の依頼を受けていたのでEに対し、受験者の中からFが選定した者を合格させるよう指示し、Eは、A及びFの上記指示を受け、受験者の得点を操作した上、教育長に可否の判定を行わせ、指示に係る受験生を合格させた。
- (3) なお、AがEに対し、合格させるよう指示した者の中には、県内の市立小学校の教頭であったB及びその妻であり県内の小学校の教諭であったC（B夫妻）の子も含まれており、B夫妻はAに対し、便宜を図ってもらうべく、金100万円の賄賂を供与していた事実もあった。
- (4) Aは、平成18年11月に退職し、Aの後任として大分県教委教育審議監となったFは、平成20年度の教員採用試験において、上記同様、相当数の者から同様な依頼を受けたことから、E（平成19年7月・9月当時は、人事班の課長補佐となっていた。）に対し、Fが選定した者を合格させるよう指示し、Eは、Fの上記指示を受けた他、県内の市立小学校の教頭であったDから、Dの子の合格を依頼されていたことからK（当時の人事班の副主幹）に指示して受験者の得点を操作した上、前記(2)と同様の方法により、指示に係る受験生を合格させた。
- (5) なお、DはEに対し、便宜を図ってもらうべく、金400万円の賄賂を供与していた事実もあった。
- (6) 上記不正操作の結果、平成19年度の教員採用試験においては39名が、また平成20年度の教員採用試験においては22名が、本来であれば合格していたにもかかわらず不合格となっていたのであり、上記の不合格者の中には、平成19年度、平成20年度のいずれにおいても合格していたにもかかわらず、いずれも不合格となっていた者も7名含まれていたのである。
- (7) 大分県は、①平成19年度の教員採用試験において、合格していたにもかかわらず不合格とされた31名との間で、総額金7095万円を支払う旨の和解をなすとともに、②平成20年度の教員採用試験において、合格していたにもかかわらず不合格とされた22名との間で、総額金1950万円を支払う旨の和解をなし、結局、平成22年12月及び平成23年3月に合計金9045万円の損害賠償金の支出をなした。
- (8) 本件事件が発覚して以降、県教委や県立市町村立学校の管理職員らは、本来合格していたが不合格となった者を救済するため募金事業（特別支援事業）を行い、平成23年2月から3月にかけて、大分県に対し、合計金4842万4616円を寄附した（本件第一寄附）のみならず、さらに県教委有志及び教育長経験者らは、平成24年2月に、大分県に対し、金500万円を寄附した（本件第二寄附）。
- (9) なお、Aは、平成18年11月に大分県を退職したことに伴い、退職手当（退職金）として3254万5896円の支給を受けていたが、前記(3)のB夫妻からの賄賂に係る取賄の罪による有罪判決を受けたことから、大分県教委はAに対し、退職手当全額の返納を命じ、Aは、平成21年1月に、退職手当全額の返納命令に従い、上記退職手当金3254万5896円を大分県に返納していたのである。
- (10) ちなみに、上記F、E、B夫妻（B・C）及びDは、いずれも懲戒免職処分を受けており、退職手当の支給はされなかったし、Kは停職4か月の懲戒処分を受けたものである。
- (11) 大分県は、求償権に係る専門家を設けて求償権について検討し、平成23年8月には、求償権の対象として、①大分県が被害者に支払った損害賠償金合計9045

万円から、②平成23年2月から3月にかけて受領した本件第一寄附金4842万4616円（(8)参照）、及び③Aが平成21年1月に退職手当の返納命令に従い返納した金3254万5896円（(9)参照）を控除した金947万9488円を不正行為に關与した者から求償することとし、平成19年度の試験の不正に關与した者に対しては金739万8320円を、平成20年度の試験の不正に關与した者に対しては金208万1168円を求償することとした。

(12) ちなみに、大分県からの上記求償請求に対し、①平成19年度試験に關しては、Aから金195万3633円、B夫妻から金44万4687円の支払いがなされ、②平成20年度試験に關しては、Dから金20万8648円、Kから金187万2520円の支払いがなされ、その後、前記(8)記載の金500万円の寄附がなされたのである。

(13) 大分県の住民である原告らは、大分県が、本来合格とすべきであるにもかかわらず不合格となった者に支払った損害賠償金総額金9045万円については、国家賠償法第1条第2項に基づき、本件不正に關与した者に求償すべきものであるとして、住民監査請求をなしたところ、大分県監査委員が平成25年3月に監査請求を棄却したことが

ら、大分県知事を被告として、不正行為に關与したA、B、C、D（なお、Eは平成22年12月に死亡し、遺族は相続の放棄をなしており、Fは平成22年2月に破産に伴う免責許可決定を受けている。）に金員の支払いを命ずることを求める住民訴訟である。本訴提起に至ったものである。

2 大分地裁平成27年3月16日判決³⁾

大分地裁は、平成19年度の教員採用試験に關しては、A、E、Fが故意による共同不法行為をなしたものであるとして、国家賠償法第1条第2項に基づく求償をしなければならぬと判断した上、主文において、大分県知事に対し、①Aに対し金2645万0297円、②Bに対し金5万5313円、③Cに対し金5万5313円、④Dに対し金24万1352円及び年5分の割合による遅延損害金の支払いを請求すべきことを命じた。

3 福岡高裁平成27年10月22日判決⁴⁾

福岡高裁は、「国家賠償法1条2項に基づく求償権又は共同不法行為者に対する求償権は、地方自治法237条1項及び240条1項所定の地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規

定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、債権が客観的に存在する以上は、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はないと解される。」と判断するもの、「しかしながら、国家賠償法1条2項に基づく求償権及び共同不法行為者に対する求償権は、債権の存否自体が必ずしも明らかでない場合が多い上、求償の相手方である公務員等による加害行為の態様及びこれに至った経緯等には様々なものがあり得る。また、たとえ被害者に賠償を行った地方公共団体の長がその賠償額の全額を加害者たる公務員等に求償すべきと判断したとしても、当該求償訴訟を提起された裁判所は、必ずしも地方公共団体の長にかかる判断に拘束されるものではない。」と判断し、結論として、「そのため、上記のとおり、地方公共団体の長に当該地方公共団体が有する債権の行使又は不行使について原則として裁量がないことを考慮しても、被害者に賠償を行った地方公共団体の長が、加害者たる公務員等に対して、国家賠償法1条2項に基づく求償権及び共同不法行為者に対する求償権を行使するに当たっては、常に客観的に存在する求償権の全額を求償することを要すると解することは相当でなく、加害行為の態様やこれに至った経

緯等、諸般の事情を総合的に考慮し、過失相殺又は信義則上の制限の観点から相当と判断する額を求償することも、同判断が合理的なものである限り許されるといふべきである。」と判示した上、Aについては、退職手当金額(金3254万5896円)を返納していることをも考慮し、大分県に「怠る事実が存在しない。」として、原告(住民ら)の訴えを全面的に棄却した。

4 最高裁判平成29年9月15日第二小法廷判決 (第一次最高裁判決)⁵⁾

最高裁は、「本件不正は、教育審議監その他の教員採用試験の事務に携わった県教委の職員らが、現職の教員を含む者から依頼を受けて受験者の得点を操作するなどして行われたものであったところ、その態様は幹部職員が組織的に関与し、一部は賄賂の授受を伴うなど悪質なものであり、その結果も本来合格していたはずの多数の受験者が不合格となるなど極めて重大であったものである。そうすると、Aに対する本件返納命令や本件不正に関与したその他の職員に対する退職手当の不支給は正当なものであったといふことができ、県が本件不正に関与した者に対して求償すべき金額から本件返納額を当然に控除することはできない。また、教員の選考に試験の

総合点以外の要素を加味すべきであるとの考 え方に対して県教委が確固とした方針を示してこなかったことや、本件返納命令に基づく返納の実現が必ずしも確実ではなかったこと等の原審が指摘する事情があったとしても、このような抽象的な事情のみから直ちに、過失相殺又は信義則により、県による求償権の行使が制限されるといふことはできない。」と判示し、要するに、Aが退職手当(3254万5896円)を返納したことは当然のことであり、Aが退職手当を返納している事実等から過失相殺又は信義則により、県による求償権の行使が制限されるということとはできない旨を判示し、結論として、「したがって、上記の事情があることをもって上記求償権のうち本件返納額に相当する部分を行使しないことが違法な怠る事実に当たるとはいえないとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。」と判示し、原判決を破棄し、本件を福岡高裁に差戻した。

5 福岡高裁判平成30年9月28日判決⁶⁾

(1) 福岡高裁は、上記最高裁判決に従い、Aが返納した退職手当について、求償権の額から控除すべきではないと判示するものの、「Aは、F及びEと共同して、その職務を行うについて、平成19年度試験に係る

本件不正を故意に行ったものであり、本来合格していたにもかかわらず不合格となった受験者に対しては上記兩名と連帯して賠償責任を負うが、国家賠償法1条1項は代位責任の性質を有することからすると、同条2項に基づく求償権は実質的には不当利得的な性格を有し、求償の相手方が複数である場合には分割債務になると考えられるから、上記3名は県に対し分割債務を負うと解するのが相当である。」と判示した上、「平成19年度試験に係る本件不正が行われた当時の上記3名の職責及び関与の態様等を考慮すると、県は、平成19年度試験に係る損害賠償として支払った7095万円について、A4、F3・5、E2・5の割合による求償権を取得するとするのが相当である。」と判示し、平成19年度試験につき県からAらに求償すべき額は3296万5185円であり、第二寄付等の控除を行った上、求償権の残額は2877万8376円であり、その一部(4割)である1151万1350円がAの負担分であるところ、Aが平成24年2月7日に県の求償に応じて195万3633円を弁済しているとして、955万7717円(1151万1350円-195万3633円)がAの負担分であるとして、大分県知事に対し、

Aに対し955万7717円の支払いを命じる旨の判決をなした。

(2) なお、福岡高裁は、A、F、Eの責任割合については、前記に述べたとおり、「Aは、F及びEと共同して、その職務を行うに於いて、平成19年度試験に係る本件不正を故意に行つたものであり、本来合格していたにもかかわらず不合格となつた受験者に対しては上記兩名と連帯して賠償責任を負うが、国家賠償法1条1項は代位責任の性質を有することからすると、同条2項に基づく求償権は実質的には不当利得的な性格を有し、求償の相手方が複数である場合には分割債務になると考えられるから、上記3名は県に対し分割債務を負うと解するのが相当である。」と判示していたのである。

6 最高裁令和2年7月14日第二小法廷判決

(第二次最高裁判決)

(1) 最高裁は、「(1) 国又は公共団体の公権力の行使に当たれる複数の公務員が、その職務を行うに於いて、共同して故意によって違法に他人に加えた損害につき、国又は公共団体がこれを賠償した場合においては、当該公務員らは、国又は公共団体に対し、連帯して国家賠償法1条2項による求償債務を負うものと解すべきである。なぜなら

ば、上記の場合には、当該公務員らは、国又は公共団体に対する関係においても一体を成すものというべきであり、当該他人に対して支払われた損害賠償金に係る求償債務につき、当該公務員らのうち一部の者が無資力等により弁済することができないとしても、国又は公共団体と当該公務員らとの間では、当該公務員らにおいてその危険を負担すべきものとすることが公平の見地から相当であると解されるからである。」と判示し、結論として、「(2)本件において、Aは、F及びEと共同して故意に本件不正を行つたというのであり、これにより平成19年度試験において本来合格していたにもかかわらず不合格とされた受験者に損害を加えたものであるから、県に対し、連帯して求償債務を負うこととなる。そうすると、県は、Aに対し、2877万8376円の求償権を有していたこととなるから、同金額からAによる弁済額を控除した2682万4743円の支払を求めることができ。」と判示し、原判決を破棄し、自判した。

(2) なお、B夫妻及びDに対する上告受理申立てについては、上告受理申立ての理由書が提出されなかったとして「却下」している。

(3) 本最高裁判決は、故意による組織的不正については、負担割合を考慮することなく当該公務員が個人として全責任を負うものであることを明確に判示したものであり、公務員にとつては大変厳しい判決と評価で

第3 本最高裁判決の意義・射程

(1) 前記差戻し後の第二次福岡高裁判決は、Aの個人としての法的責任について、大分県教委における教員採用に関する不正行為は、言わば、大分県教委の過去を引きずってきたものであり、A個人に全責任を負担させることが妥当ではないとの判断のもと、E、Fとの責任割合を考えて判断したものであり、その根拠として、国家賠償法第1条第1項が「代位責任の性質」をもち、国家賠償法第1条第2項との関係では、分割債務になるとの前提で判示したものである。

(2) しかるに、本最高裁判決は、「一部の者が無資力等により弁済することができないとしても、国又は公共団体と当該公務員らの間では、当該公務員らにおいてその危険を負担すべきものとするのが公平の見地から相当である」旨を判示し、「公平の見地」から、福岡高裁の考え方を明確に否定したのである。

きるものである。

第4 おわりに

- (1) 改めて述べるまでもなく、公務員は組織として行動するものであるが、故意による不正行為など絶対にあつてはならないものであるし、故意による不正行為は絶対これを防止すべきものである。
- (2) 本件は、故意による不正行為を行った場合には、公務員個人が法的にも重大な責任を問われるものであることを明確にした判決（判例）であり、公務員にとって必読の判決と評価できるものである。

注

- (1) 民集62巻1号1頁
- (2) 集民1232号707頁
- (3) 判例地方自治429号35頁
- (4) 判例地方自治429号53頁
- (5) 判例地方自治429号57頁、集民256号77頁
- (6) 民集74巻4号1375頁
- (7) 民集74巻4号1305頁

●第62号(2020年8月発売) 定価 1,265円(税込)

・特集 スマート自治体への転換と自治体法務

スマート自治体への実現に向けての展望と課題
行政手続のペーパーレス化・オンライン化と自治体行政の課題
業務システム・プロセスの標準化と自治体の対応
スマート自治体への転換と働き方改革(テレワーク)
AIによる自治体の業務改革と行政サービスの充実に向けた検討の在り方
スマート自治体の実現と個人情報保護の在り方
埼玉県坂戸市 スマート自治体への転換に向けたデジタル行政の推進について
新潟県三条市 自治体クラウドをやる理由はない！
兵庫県神戸市 多様で柔軟な働き方の推進(テレワークを中心に)
佐賀県 テレワークによるワークスタイル変革～“オフィス”中心から、“人”中心の働き方へ～
東京都情報公開条例

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例
埼玉県ケアラー支援条例
寝屋川市子どもたちをいじめから守るための条例

・トピックス

第32次地方制度調査会答申の解説
「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」の解説
「みんなでつくる」バリアフリーマップ作成マニュアル

商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい フリーコール(通話料無料) TEL: 0120-953-431 Web URL: <https://gyosei.jp>
受付時間: 月～金 9時から17時 FAX: 0120-953-495 Web 9/21

